

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に難義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は47頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q 保険薬局の指定を受けている場合には、「保険薬局である旨を標示しなければならない」とされています。そのため、当薬局では「保険薬局」という看板を出しているのですが、それ以外に掲示しなければならないことがあると聞きました。具体的には、どのような掲示が必要なのでしょう。（匿名希望）

A 保険薬局の指定を受けている場合には、保険薬局である旨を標示するほか、薬剤服用歴管理料に関する事項や、調剤報酬点数表に基づき地方社会保険事務局長に届け出た事項などについても掲示する必要があります。

健康保険法の規定により保険薬局の指定を受けている場合には、その薬局の見やすい個所に「保険薬局である旨を標示しなければならない」とされており、健康保険法に基づいて、厚生省令により規定されています（表1）。ただし、保険薬局の場合はこれ以外にも規定があり、「別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない」とされています（表2）。

具体的には、①薬剤服用歴管理料に関する事項、②調剤報酬点数表に基づき地方社会保険事務局長に届け出た事項（現行では、基準調剤加算、無菌製剤処理加算、在宅患者訪問薬剤管理指導が該当）——の2点です（表3）。これらは、保険薬局が提供するサービスの内容について、患者に対する十分な情報提供の促進を図る観点から、薬局内の見やすい場所に掲示することが求められています。また、必ずしも義務規定とされ

表1 保険薬局の標示(省令)

(標示)

第2条 保険医療機関又は保険薬局は、その病院若しくは診療所又は薬局の見やすい箇所に、保険医療機関又は保険薬局である旨を標示しなければならない。

(1957年4月30日 厚生省令第13号、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令)

表2 保険薬局の掲示事項(省令)

(掲示)

第2条の4 保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

(1957年4月30日 厚生省令第16号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則)

表3 厚生労働大臣が定める掲示事項(告示)

第13 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）第2条の4及び療担基準第25条の4の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項

- 1 診療報酬の算定方法別表第3調剤報酬点数表（以下「調剤報酬点数表」という。）の第2節区分10に規定する薬剤服用歴管理料に関する事項
- 2 調剤報酬点数表に基づき地方社会保険事務局長に届け出た事項に関する事項

(2006年3月6日 厚生労働省告示第107号、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等)

ているわけではありませんが、開局時間、休業日、時間外・休日・深夜における調剤応需体制に関する事項などについても、保険薬局の外側の見やすい場所に「掲示することが望ましい」とされています。

これらの具体的な掲示内容(字句、表現)までは規定されていませんので、患者にとってわかりやすいものとなるよう、それぞれの保険薬局で工夫のうえ、該当する事項について掲示してください。過去の通知であるため字句の表現などは少々古いですが、厚生省(当時)の通知で示された掲示例を紹介しておきますので、参考にしてください(表4)。

表4 厚生労働大臣が定める掲示事項の例(通知)

第3 保険薬局に係る厚生大臣の定める掲示事項(平成8年3月厚生省告示第27号)に関する事項

- 1 保険薬局が提供するサービスの内容について、患者に対する情報の提供の促進を図る観点から、保険薬局内の掲示事項として、調剤報酬点数表の薬剤服用歴管理・指導料に関する事項及び同表に基づく届出事項に関する事項を定めたこと。
- 2 具体的には、薬剤服用歴管理・指導料に関する事項並びに基準調剤加算の届出、無菌製剤処理加算の届出及び在宅訪問薬剤管理指導料に係る届出等に使用した届出書の内容のうち、届出を行ったことにより患者が受けられるサービスの内容等を保険薬局内の見やすい場所に分かりやすく掲

示するものであること。

- 3 保険薬局の外側の見やすい場所に、開局時間及び休業日並びに時間外、休日、深夜における調剤応需体制に関する事項等についても掲示することが望ましいこと。
- 4 保険調剤に関して、ここで定められた以外の事項について誤解を招くような表現の掲示を行ったり、誇大な広告・宣伝を行ってはならないものであること。
なお、以下に各事項の掲示の具体例を示す。

(掲示例)

- 1 当薬局は、厚生大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
- 2 当薬局は、〇〇〇品目の医薬品を備蓄しています。
- 3 当薬局は、どの保険医療機関の処方せんでも応需します。
- 4 当薬局は、患者さんの希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
- 5 当薬局は、処方せんによる医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を行います。
- 6 当薬局は、無菌室(クリーンベンチ)の設備を備え、注射薬等の無菌的な製剤を行います。

(1996年3月8日 保険発第22号、保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について)





なお、前述の省令・告示レベルによる揭示事項のほか、いくつか注意しておかなければならないことについても補足しておきます。現在、保険薬局では、①患者の希望に基づく内服薬の一包化(治療上の必要性がない場合に限る)、②患者の希望に基づく甘味剤等の添加(治療上の必要性がなく、かつ、治療上問題がない場合に限る)、③在宅訪問薬剤管理指導に係る交通費、④薬剤の容器代(ただし、原則として保険薬局から患者へ貸与するものとする)、⑤保険薬局における患者への調剤した医薬品の持参料、⑥日本語を理解できない患者に対する通訳料——に関わる費用については、保険薬局と患者の同意に基づき徴収できるということが、厚生労働省の通知(2006年3月13日 保医発第0313003号、2005年9月1日 保医発第0901002号)により示されています。

これらのサービス、実費徴収を行っている保険薬局である場合には、該当するサービスの内容や料金を「患者にとってわかりやすく揭示しておくこと」が求められていますので、これらも忘れずに揭示するよう十分注意しておきましょう。

Q カラーコピーされた偽造処方せんや、処方内容の一部が改ざんされた処方せんを受け付けてしまった場合、保険薬局としてはどのような対応をしなければならないのでしょうか。(匿名希望)

A 偽造または改ざんされた処方せんにより、患者が不正に調剤を受けた場合、もしくは受けようとした場合には、地方社会保険事務局または健康保険組合に連絡するほか、最寄りの警察署への通報、最寄りの保健所や薬剤師会などへの情報提供を行ってください。

カラーコピーによる偽造処方せんや処方内容の一部を改ざんした処方せんを悪用した、向精神薬などを不正に得ようとする事件がいまだに散見されるようです。このような場合の対応として、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」では、患者が不正行為により療養の給付(調剤)を受けようとしたときには、保険薬局に対

し、「遅滞なく、意見を附して、その旨を管轄地方社会保険事務局長又は当該健康保険組合に通知しなければならない」と規定しています(表5)。

また、厚生省(当時)から都道府県に対する通知においても、偽造処方せんが発見された場合には、「速やかに最寄りの警察署へ通報するとともに、最寄りの保健所、薬剤師会等へ遅滞なく情報提供を行い、被害拡大の防止に努めるよう指導されたい」と求めています(表6)。

普段からご所属の都道府県薬剤師会もしくは支部薬剤師会と相談しておくなど、そのようなケースが起きた場合の具体的な対応方法などについて確認しておくようにしましょう。

表5 詐欺や不正行為の際の対応

(通知)

第7 保険薬局は、患者が詐欺その他不正行為により療養の給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を附して、その旨を管轄地方社会保険事務局長又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

(1957年4月30日 厚生省令第16号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則)

表6 偽造処方せん

処方せんの取扱いについては、薬剤師法(1960年8月10日法律第146号)第24条の規定に基づき、薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならないこととされているが、今般、別添参考[※]のとおり北海道及び静岡県よりカラーコピーによる処方せんの偽造に関する報告があったことから、貴管下薬局、関連機関等へ注意を喚起し、改めて徹底するよう指導されたい。

なお、当方に寄せられた報告は、いずれの場合も向精神薬の処方せんに関するものであることから、向精神薬が処方されている場合は、特に留意するよう周知されたい。

また、当方に報告があった事例については、いずれの場合も複数の薬局に相次いで偽造処方せんを持ち込んでいることから、**偽造処方せんが発見された場合には、速やかに最寄りの警察署へ通報するとともに、最寄りの保健所、薬剤師会等へ遅滞なく情報提供を行い、被害拡大の防止に努めるよう指導されたい。**

(※別添は省略)

(1999年5月14日 医薬企第61号・医薬麻第747号、カラーコピーによる偽造処方せんに関する留意事項について)